

アクティブラーニングルーム利用規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県立図書館（以下「県立図書館」という。）が、図書館法の精神に則り県民の教育と文化の発展に資するため、アクティブラーニングルームを利用する場合について必要な事項を定める。

(利用の対象)

第2条 アクティブラーニングルーム（以下「室内」という。）の利用は次のとおりとする

- (1) 小・中・高校生の探究型学習（調べ学習）
- (2) 室内の機器類（別紙）を使用した研究発表等
- (3) 小・中・高校生の個人学習
- (4) その他 館長が申請に基づき利用を認めたとき

(利用の申込み)

第3条 利用の申し込みは以下の場合に限る。

- (1) 小・中・高等学校において利用するときは、県立図書館において山形県立図書館利用規程（平成26年1月21日文科第1378号県教育長承認、以下「利用規程」）第2条に準じ、学校長名での利用カードの交付を受けている学校
 - (2) 上記以外が利用するときは、利用規程第2条に定める利用カードの交付を受けている者。
- 2 毎月の開館初日以降、2ヶ月後の月1ヶ月分の申込みを受け付ける。なお、申込みは、利用する日から起算して7日前以降には受け付けない。
- 3 その他、同一人物（グループ）による継続利用など、利用に際し特別な事由がある場合、館長は申込みの調整を行うことがある。

(申込みの方法)

第4条 申込みの方法は以下のとおりとする。

- (1) 室内を利用しようとする者は、「アクティブラーニングルーム利用申込書」を提出して、館長の許可を受けなければならない。

(利用の時間)

第4条 利用できる時間は、原則10：00から閉館1時間前までとする。

(管理責任)

第6条 利用中に設置している備品類（別紙）を破損した場合については、利用規程第10条に準じた取り扱いとする。

(利用許可の取消し)

第7条 館長は、室内の機器類が正常に作動しない恐れがあると判断した場合、予告なしに利用許可を取り消す場合がある。

(その他)

第8条 この規程の施行に際し、必要な事項は館長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和2年3月27日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。